

令和 6 年 8 月 1 9 日

豊明市長 小浮 正典 様

豊明市下水道事業経営検討委員会
委員長 井澤 知旦

公共下水道未普及地区の整備方針について（答申）

令和 6 年 4 月 1 5 日付け豊下第 2 4 5 号で諮問されました標記の件について、豊明市下水道事業経営検討委員会において審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 審議結果

豊明市の下水道事業は、昭和 4 6 年 8 月に単独公共下水道として供用を開始し、基本計画における計画区域面積は市街化調整区域を含む 1, 0 2 8. 1 h a と定めている。令和 6 年 3 月末現在で新市街地整備中の一部地区を除く市街化区域ほぼ全域の 8 4 1. 2 h a で供用を開始しており、約 1 8 7 h a が未整備となっている。また下水道事業の経営状況は、下水道の維持管理に必要な費用を下水道使用料で賄うことができず、経費回収率は約 8 9 % に留まっている。

現在、下水道が整備されていない区域の汚水は浄化槽で処理されており、環境への負荷については合併処理浄化槽の排水基準は下水道と同等で、汚水処理の役割を合併処理浄化槽も果たしている。

下水道未整備区域の約 1 8 7 h a を整備するためには約 5 0 億円の費用（国・県からの補助金を見込むと市の負担額は約 2 8 億円）が

見込まれ、下水道が整備された区域の住民は下水道への接続義務が生じ、接続するために約 1 0 3 万円の費用が掛かると試算される。他方、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換整備するにあたっては、市の設置補助金は約 9 億円の費用（国・県からの補助金を見込むと市の負担額は約 4 億円）が見込まれ、住民の負担は約 7 4 万円と試算される。よって、下水道の整備を進めていくことは市、住民ともに負担が大きいと言える。

「公共下水道未普及地区の整備方針について」を、下水道事業の経営状況、下水道整備に掛かる費用負担、環境への負荷の観点、未普及地区内に居住する住民の費用負担と意見交換会での意見などを踏まえ、本委員会において審議した結果、旧農村集落家庭排水地区を除く市街化調整区域を下水道計画区域から除外することが妥当であると判断する。

2 付帯意見

- （１）計画区域の見直しにあたっては対象住民に対して丁寧な説明を行うこと。
- （２）環境への負荷を考慮し、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する支援策の拡充を検討すること。
- （３）下水道事業経営の健全化に向けて、老朽施設の更新等も考慮し、下水道使用料の改定について速やかに検討を行うこと。